

競争的資金等の使用に係る不正防止計画

一般財団法人高度情報科学技術研究機構

一般財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「当財団」という。）は、文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、競争的資金等取扱規程（以下「規程」という。）第 7 条の規定に基づき、以下のとおり競争的資金等の使用に係る不正防止計画を策定する。

競争的資金等の管理については、当財団における各種規程・規則、これらに関連する規定、その他競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するとともに、本計画に沿って実施するものとする。

なお、本計画における用語の定義は、規程に定めるところによる。

○ 研究費不正使用防止に向けた当財団の取組方針

- ・ 競争的資金等は、国民の税金が原資であることを念頭に、社会に対して説明責任を果たせる仕組みを構築し、不正に対しては断固たる姿勢で臨むものとする。
- ・ 競争的資金等を取扱う者は、不正使用を誘発する背景や要因を把握し、不正使用防止のための有効な対策を施すものとする。

○ 研究費不正使用防止に向けた当財団の行動計画

第1 職務権限と責任の明確化

当財団内の競争的資金等を取扱う者が行う経理処理等業務について、職務権限と責任の明確化により、競争的資金等の適正かつ効果的・効率的な管理・運営を目指す。

競争的資金等の執行に際しては、法令等のみならず、当財団の組織規程、決裁権限規程等関係規程・規則等により、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図り、競争的資金等の適正かつ責任ある管理に努める。

特に、事務処理を担当する職員等（事務処理担当者）は、職務権限と責任体系を検証・整理し、明確化するとともに、職務権限と責任が実態と乖離しないように、必要に応じ事務分掌の見直しを行い、機動的かつ効率的な管理・運営を目指す。

第2 環境の整備

競争的資金等を取扱う者は、競争的資金等が公的資金であることを踏まえ、社会の信頼に応えるため、不正及び不適切な使用を行わない組織風土の構築が必要である。

このため、職員等の意識向上に努めるとともに、不正使用事案に適切に対応できる体制の整備等を行う。

競争的資金等は、公的資金であることを踏まえ、適正かつ責任ある管理に努めることを一人一人が十分認識し、社会の信頼に応えるため、不正及び不適切な使用を行わない組織風土の構築が必要である。

このため、別添1の「競争的資金等の使用に関する行動規範」を職員等に周知するとともに、職員等の意識向上に努め、不正使用事案に適切に対応できる体制の整備等を構築する。

第3 教育・研修の実施

不正防止計画推進担当者は、職員等の不正防止計画推進に係る意識向上に努めるとともに、職員等に対して、不正防止教育・研修を実施し、当財団における各種規程・規則、これらに関連する規定、その他競争的資金等の制度が定める各種手続等に従い、経理処理することが原則であることを徹底させる。

併せて、競争的資金等を執行する案件に係る契約相手方に対して、競争的資金等の執行において遵守すべき事項等を周知する。

競争的資金等の運営・管理に関わる全ての職員等に対して、不正を防止するために、職員等が取扱う競争的資金等の使用ルール、それに伴う責任、どのような行為が不正に当るのかなどを理解させるための教育・研修等を実施する。

この教育・研修の実施に際しては、以下の事項を含む別添2の「誓約書」の提出を求める。

- ① 競争的資金等の使用に関するルールや当財団の各種規程・規則、これらに関連する規定を遵守すること。
- ② 競争的資金等の目的外使用等の不正行為を行わないこと。
- ③ 当財団の各種規程・規則、これらに関連する規定に違反して不正を行った場合は、当財団の処分及び法的な責任を負担すること。

※ 不正に関与した者への対応については、規程第12条第1項の規定に基づき、懲戒の措置をとる。

なお、競争的資金等の不正使用に係る調査委員会規則第2条に規定する調査案件となった場合には、研究費の一時的執行停止を命ずることができる。

競争的資金等の執行する案件に係る契約相手方に対して、以下の事項を含む別添3の「一般財団法人高度情報科学技術研究機構との取引において遵守すべき事項について」を周知する。

- ① 当財団との契約及びその履行において、法令等、当財団の各種規程・規則、その他取決め等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 当財団が実施する内部監査、その他調査等において、契約関連の帳簿等の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- ③ 当財団が実施した内部監査、その他調査等において、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

- ④ 当財団の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、当財団へ通報すること。

※ 不正に関与した契約相手方への対応については、競争的資金等取扱規程第12条第2項の規定に基づき、取引停止等の措置をとる。

第4 ルールの明確化と周知

競争的資金等の執行に際しては、規程、ガイドライン等を踏まえて、不正使用防止に努める。

これらのルールについては、教育・研修において職員等への説明を行うとともに、整理・周知を進める。

競争的資金等の執行に際しては、規程、ガイドライン及び文部科学省が周知した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する質問と回答（FAQ）」並びに本不正防止計画を踏まえ、不正使用の防止に努めることが重要である。

当財団では、これらのルールについて、教育・研修の場において職員等へ説明を行うとともに、ルールの改正等に対応し、ルールの整理や職員等への周知を進める。

第5 競争的資金等の予算執行管理

競争的資金等の執行管理については、競争的資金等を取扱う者自身が、責任をもって適正管理に努めるとともに、事務担当者による予算執行状況のモニタリングにより、適切かつ効果的・効率的な執行を推進する。

競争的資金等を取扱う部署は、年度ごとの業務計画書、経費等内訳書等（以下「業務計画書等」という。）と実態に乖離がないか確認するとともに、業務計画書等の進捗状況等について、把握・管理するものとする。

競争的資金等を執行しようとする者は、業務計画書等に定める目的及び業務計画書等に沿った適正な時期に契約請求等を行うこととする。

総務部は、契約請求等のあった案件に係る帳簿等を備え、支出を明らかにするとともに、証憑書類等を含む関係資料の適切な管理に努めるものとする。

第6 発注・納品・検収（検査）等

不正を発生させる要因を把握するとともに、具体的な実施事項に関して、実効性のあるチェック体制の下で競争的資金等の適正な管理に努めるため、当財団の諸規程・規則等に基づく経理処理・事務処理を推進する。

競争的資金等による物品等購入案件や役務作業等の案件の契約は、契約事務規程、決裁権限規程等に基づくものとする。

特別な事由等により随意契約を行う場合は、その理由の妥当性を精査し、所要の手続きを行うものとする。

購入物品等の納品、役務作業等の完了に基づく検収（検査）は、契約事務規程に基づき実施することとし、総務部が行うものとする。

競争的資金等により取得した備品等については、不動産等管理規則に基づき、適切に管理するものとする。

第7 非常勤雇用者のサービス管理

非常勤雇用者の受入れに伴う雇用管理については、その取組みを徹底する。

非常勤雇用者を新たに雇用し、競争的資金等を取扱う者とする場合には、職員等と同様のサービス管理による勤務実態の把握等に取り組むものとする。

第 8 旅費制度

競争的資金等による出張に際しては、当財団の国内・外国出張旅費規程に基づく、適正かつ効果的・効率的な執行を推進する。

競争的資金等による出張に際しては、命令者は、出張命令書が業務計画書等に定める範囲の妥当な出張計画であること、用務先・用務内容等に齟齬のないこと、を確認するとともに、旅費請求において二重払い等が発生しないよう、総務部と十分に連絡・調整を行うものとする。

また、出張した者は、出張の事実関係が確認できる証憑資料を添えて、出張報告書を作成・提出し、所要の確認を受けるものとする。

第 9 不正防止計画の推進とモニタリング体制

本不正防止計画については、実施状況の把握や不正使用事案の検討による不正発生の具体的な要因の確認・再発防止策の検討等を行う。

不正使用の防止を推進する体制の検証、不正使用発生要因に着目したモニタリング等を行い、不正発生のリスクの低減を図る。

本不正防止計画については、職員等の実施状況の把握等に努めるとともに、不正使用事案の検討等により、不正発生の具体的な要因を確認するとともに、これに伴う再発防止策の検討等を行う。

規程第 14 条に基づく監査においては、監査の拡大（通常監査、特別監査、抜打監査）に努めるとともに、不正使用の防止を推進する体制の検証を行い、不正使用発生要因に着目したモニタリング等による不正発生のリスクの低減を図る。

第 10 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の使用に関するルール等について、当財団内外からの相談等の窓口を設置するとともに、競争的資金等の不正使用への取組に関する情報等の共有を図る。

当財団内に、競争的資金等の使用や事務処理等の取扱いに関してルールに関する相談窓口を設置し、適切な助言及び指導を行う。

競争的資金等の不正使用に係る通報等については、競争的資金等の不正使用に係る通報等規則第 3 条に基づき対応するとともに、関係部署と連携を図り、適切かつ迅速な対応に努める。

平成 26 年 10 月 1 日

競争的資金等の使用に関する行動規範

一般財団法人高度情報科学技術研究機構

この行動規範は、競争的資金等を使用する上での当財団の職員等としての行動の指針を明らかにするものである。

- 1 当財団の職員等は、競争的資金等を使用するに当たり、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに当財団における各種規程・規則及びこれらに関連する規定を遵守する。
- 2 当財団の職員等は、競争的資金等が公的資金であることを認識し、社会の信頼に応えるため、不正及び不適切な使用を行わない。
- 3 当財団の職員等は、競争的資金等の不正及び不適切な使用を防止するために、透明かつ現実性のある管理・監査体制の下で行動する。
- 4 当財団の職員等は、細心の注意をもって、公的研究費の適正な執行管理に努める。
- 5 当財団の職員等は、不正及び不適切使用の除去に努め、別に定める競争的資金等の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動する。

平成 26 年 10 月 1 日

各 位

一般財団法人高度情報科学技術研究機構
との取引において遵守すべき事項について

一般財団法人高度情報科学技術研究機構

受注者は、一般財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「当財団」という。）との物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）及びその履行に関し、次の事項を遵守するものとする。

- 1 受注者は、当財団との購入等契約及びその履行においては、法令等、当財団の規程・規則、その他取決め等を遵守し、不正（虚偽記載、贈賄、独禁法違反、競争入札妨害、談合、不正又は不誠実行為等）に関与しないものとする。
- 2 受注者は、当財団が実施する内部監査、その他調査等において、契約関連の帳簿の閲覧、提出等の要請を受けた場合、これに協力するものとする。
- 3 受注者は、当財団が実施した内部監査、その他調査等において、契約に係る不正が認められたと判断した場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てないものとする。
- 4 受注者は、当財団の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、当財団の総務部長へ通報するものとする。

以 上